

1. 議事日程

〔令和4年第1回安芸高田市議会3月定例会第1日目〕

令和4年2月24日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 同意第1号 安芸高田市教育委員会教育長の任命の同意について |
| 日程第4 | 同意第2号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について |
| 日程第5 | 同意第3号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について |
| 日程第6 | 承認第1号 専決処分した事件の承認について【令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第12号）】 |
| 日程第7 | 施政方針 |
| 日程第8 | 議案第24号 令和4年度安芸高田市一般会計予算 |
| 日程第9 | 議案第25号 令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第26号 令和4年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第27号 令和4年度安芸高田市介護保険特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第28号 令和4年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第29号 令和4年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第30号 令和4年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第31号 令和4年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第32号 令和4年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第33号 令和4年度安芸高田市横田財産区特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第34号 令和4年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第35号 令和4年度安芸高田市北財産区特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第36号 令和4年度安芸高田市来原財産区特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第37号 令和4年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第38号 令和4年度安芸高田市川根財産区特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第39号 令和4年度安芸高田市下水道事業会計予算 |
| 日程第24 | 議案第40号 令和4年度安芸高田市水道事業会計予算 |
| 日程第25 | 議案第1号 安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例 |
| 日程第26 | 議案第2号 安芸高田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第27 | 議案第3号 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第28 | 議案第4号 安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第29 | 議案第5号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |

- 日程第30 議案第9号 安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プール設置及び管理条例を廃止する条例
- 日程第31 議案第10号 安芸高田市サッカー公園設置及び管理条例
- 日程第32 議案第11号 安芸高田市温水プール設置及び管理条例
- 日程第33 議案第12号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第13号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第14号 安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第36 議案第6号 安芸高田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例
- 日程第37 議案第7号 安芸高田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第38 議案第8号 安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第39 議案第15号 令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第13号）
- 日程第40 議案第16号 令和3年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第41 議案第17号 令和3年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第42 議案第18号 令和3年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第43 議案第19号 令和3年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第44 議案第20号 令和3年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第45 議案第21号 令和3年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第46 議案第22号 令和3年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第47 議案第23号 令和3年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）

2. 出席議員は次のとおりである。（15名）

1番	南 澤 克 彦	2番	田 邊 介 三
3番	山 本 数 博	4番	武 岡 隆 文
5番	新 田 和 明	6番	芦 田 宏 治
7番	山 根 温 子	8番	先 川 和 幸
9番	児 玉 史 則	11番	山 本 優
12番	熊 高 昌 三	13番	秋 田 雅 朝
14番	金 行 哲 昭	15番	石 飛 慶 久
16番	宍 戸 邦 夫		

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

10番 大下正幸

4. 会議録署名議員

3番 山本数博 4番 武岡隆文

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	総務部長	行森俊莊
企画振興部長	猪掛公詩	市民部長	福井正
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	重永充浩
建設部長兼公営企業部長	小野直樹	教育次長	宮本智雄
消防長	土井実貴男	総務課長	内藤道也
政策企画課長	高下正晴		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	森岡雅昭	事務局次長	國岡浩祐
総務係長	藤井伸樹	主任主事	岡憲一



午前10時00分 開会

○宍戸議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は15名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
森岡事務局長。

○森岡事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長及び教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、1件の報告がありました。
第3点、監査委員より、令和3年11月分及び12月分の例月出納検査の報告がありました。
第4点、閉会中の議員派遣結果について、報告をいたします。
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

○宍戸議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、3番山本数博議員、及び4番 武岡議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○宍戸議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

熊高議会運営委員長。

○熊高議会運営委員長 令和4年第1回定例会の運営につきまして、去る1月25日、2月14日、及び2月21日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から3月17日までの22日間といたしました。

議事の都合により、2月25日から3月1日まで、3月3日、及び3月5日から6日まで、3月9日から16日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、同意3件、承認1件、議案40件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第3号から第5号、第9号から第14号までの9件は、総務文教常任委員会へ、議案第6号から第8号までの3件は、産業厚生常任委員会へ、議案第15号から第40号までの26件は、予算決算常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。

その他の諮問7件、承認1件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

同意3件、承認1件、その他の議案2件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

次に一般質問の取扱いについては、10名からの通告でしたが、通告締切り後に1名取下げがありましたので、9名とし、通告順に、3月4日を5名、3月7日を4名といたします。

以上で報告を終わります。

○宍戸議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は22日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 同意第1号 安芸高田市教育委員会教育長の任命の同意について

日程第4 同意第2号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について

日程第5 同意第3号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について

○宍戸議長 日程第3、同意第1号「安芸高田市教育委員会教育長の任命の同意について」の件から、日程第5、同意第3号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件までの3件を一括して議題といたします。

ここで、永井教育長の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時07分 休憩

午前10時07分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 提案理由を説明します。

同意第1号は、令和4年4月27日で任期満了となる永井初男さんを引き続き任命したいとするもので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

続いて、第2、第3号は、令和4年4月27日に任期満了となる、山本博明

さんと金川佳寛さんを引き続き任命したいとするもので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○宍戸議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑・討論、及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長

異議なしと認め、質疑・討論、及び委員会付託を省略いたします。

これより、本件3件を個別に採決いたします。

同意第1号「安芸高田市教育委員会教育長の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長

異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第2号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長

異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第3号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長

異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時10分 休憩

午前10時12分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第6 承認第1号 専決処分した事件の承認について【令和3年度安芸高田市一般会計補正予算(第12号)】

○宍戸議長

日程第6、承認第1号「専決処分した事件の承認について【令和3年度安芸高田市一般会計補正予算(第12号)】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

本件は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業及び子育て世帯への臨時特別給付事業に要する費用を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加したものです。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年12月27日付で専決処分をしましたので、議会に報告し、承認を求めます。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

猪掛企画振興部長。

○猪掛企画振興部長 それでは、専決処分しました令和3年度安芸高田市一般会計補正予算第12号の要点の説明をします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億6,222万8,000円を追加し、予算の総額を244億548万3,000円としたものです。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した人々が速やかに生活の支援を受けられるよう、住民税の非課税世帯等に、1世帯当たり10万円の現金を支給する臨時特別給付金と、令和3年第4回定例会で追加補正を行いました、子育て世帯への臨時特別給付金に伴う1人当たり10万円のうち、残り5万円分を計上したものです。

どちらの給付金も緊急を要したことから、令和3年12月27日付で専決処分をいたしました。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

歳入ですが、15款の国庫支出金は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業費補助金を4億8,132万6,000円、また子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を1億8,090万2,000円それぞれ計上しております。

続いて13ページをお開きください。

歳出ですが、説明欄の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業費4億8,132万6,000円の主なものは、会計年度任用職員の報酬及び時間外勤務手当として117万5,000円、通知文などの郵送料として通信運搬費を146万9,000円、給付業務に必要なシステムを改修するため、システム改修業務委託料を200万円、補助費として臨時特別給付金を4億7,340万円など計上しております。

子育て世帯への臨時特別給付事業費1億8,090万2,000円の増額の主なものは、補助費として臨時特別給付金を1億8,050万円計上しております。

以上で、要点の説明を終わります。

○宍戸議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第1号「専決処分した事件の承認について【令和3年度安芸高田市一般会計補正予算（第12号）】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第7 施政方針

○宍戸議長 日程第7、施政方針。ここで、市長の施政方針の表明を受けます。

石丸市長。

○石丸市長 では、これより施政方針について御説明します。刷新すれば全部で7ページ、昨年と同じ形式になっています。

冒頭に基本方針をまとめ、続いて主な事業として7つの分野が述べてあります。

既に議員の皆さんはこの冊子をお持ちですし、市民の皆様も後ほどウェブで公開されますので入手可能です。ですのでこの場では、この文書を読み上げるのではなく、さわりを、どうしても伝えなければならない大事な部分をお話ししようと思います。

施政方針の中で最も伝えたい、市民に伝えなければならないもの。それは冒頭、初めに書いてあります。

聖域を設けることなく、あらゆる事務事業を見直すという点です。そのためのポイントとしては、続いてありますが、全体最適を重視するというものです。個別最適ではありません。近くにある、目に見えやすいところにあるそれを積み上げていっては、もうこのまちはもちません。そうではなく全く逆の発想で、安芸高田市としてどうなんだと。何が必要なのか、どうあるべきなのか、それを徹底的に考え、そして実行していきます。

この施政方針、そして予算案を受けて中国新聞の中に、大切なところですが、新規や独立性が乏しいという評価が付してありました。それもそのはずです。もう1年以上も前になりますが、市長に就任して一番最初の一般質問において、質問されたのは金行議員ですが、一番やりたいことは何かと問われ、お片づけだときっぱりお答えしています。もちろん最終的には未来への投資とも述べています。ただ、まずもってやるべきは片づけなんです。

これまで全体最適を重視することなくつくってきた、積み上げてきた結果、もはや全体最適が何か分からないところまで、このまちは来ています。なので一旦立ち止まって整理整頓をしますというのが、私の基本的な考え方です。その意味では、私は当初から1ミリのぶれもないと思



っています。もちろん今後方針が変わる、その可能性はあります。ただその際には、もちろんきちんと説明します。

ちなみにそのお片づけという言葉とその後に評価された発言もありました。未来への投資に向けて、スマートな行政で乗り切っていく自信を感じますと、高く評価してくださったのかなと思いました。覚えてらっしゃいますか。ちなみにこれは山根議員の発言です。

事実、今回の予算編成に際しては、緑の冊子を皆さんはお持ちだと思われていますが、その基となる内示書、2,000ページに及ぶものですが、この全量に目を通しました。その中で必要と思う見直し、来年度予算で対処できるものについては直ちに着手しています。また協議検討が必要なものについては、その作業を進めるように指示しています。繰り返しますが、あらゆる事務事業を徹底的に見直す、これが基本の方針です。

もっとも新規性や独自性がないとは思いません。事実、予算書の中で挙げれば3ページのところにありますが、このたび子育て応援券を廃止し、誕生祝い金を導入します。これはなぜか。従前に行っていた子育て応援券、子育てを支援しますという政策ですが、利用率は半分にも満たない状態です。議員の方は御存じだったと思います、御存じのはずです、御存じでなければならない。そのような形骸化した事業ではなく、真に使う人に寄り添うという発想の下、誕生祝い金に組み替えています。

また教育の分野ではトイレの改修というものを挙げています。これは洋式化です、和式のトイレを洋式にしましょうというものです。ずっと後回しにされてきたものです。大人がふだん見ない部分だから、劣後にしてたんです。それを今年度から既に取り組んでいますが、来年度で完了させます。

また最後のほうになりますが、6番目の文化芸術においては、これまでもありましたが毛利元就、神楽、サンフレッチェ、この3本柱、3本の矢をまさにまき直す、その意向です。

実際、神楽やサンフレッチェは新しい取組も生まれてます。毛利元就が軸になりますが、博物館は運営の主体も替わります。こうした根本的な変更によって、通常に付随する事業をこれまでとは違った形で、より効果的、効率的に実施していきます。

また7番目にありますが、多様性のところではファミリーシップ制度にも言及しています。これは時代の流れに合わせた先進的な取組になるはずですが、ですので市民の皆様には、ぜひこのまちが単に立ち止まっているわけではないと安心していただきたいと思っています。

ただ、それでもこのまちには構造的な課題が山積しています。控えめにいって将来を楽観できる状況にはありません。しかし、だからこそ今、後顧の憂いを断つ、その覚悟です。

いかにして変えていけるか、自分たちが変わっていけるか、それが今求められています。その意味で、新たに真に統合されたまち、新／真・安芸高田市の実現、これに全力を挙げます。市民の皆様にはぜひとも御

理解と御協力をお願いします。

○宍戸議長 これをもって施政方針を終わります。

~~~~~○~~~~~

- 日程第8 議案第24号 令和4年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第9 議案第25号 令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第26号 令和4年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議案第27号 令和4年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第28号 令和4年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計
予算
- 日程第13 議案第29号 令和4年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第14 議案第30号 令和4年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備
事業特別会計予算
- 日程第15 議案第31号 令和4年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算
- 日程第16 議案第32号 令和4年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算
- 日程第17 議案第33号 令和4年度安芸高田市横田財産区特別会計予算
- 日程第18 議案第34号 令和4年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算
- 日程第19 議案第35号 令和4年度安芸高田市北財産区特別会計予算
- 日程第20 議案第36号 令和4年度安芸高田市来原財産区特別会計予算
- 日程第21 議案第37号 令和4年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算
- 日程第22 議案第38号 令和4年度安芸高田市川根財産区特別会計予算
- 日程第23 議案第39号 令和4年度安芸高田市下水道事業会計予算
- 日程第24 議案第40号 令和4年度安芸高田市水道事業会計予算

○宍戸議長 日程第8、議案第24号「令和4年度安芸高田市一般会計予算」の件から、
日程第24、議案第40号「令和4年度安芸高田市水道事業会計予算」の件
までの17件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 議案第24号は、施政方針で述べた主な事業に取り組むための予算を定
めるものです。

そして、議案第25号から議案第40号までの17件は、各特別会計、公営
企業会計の管理運営に係る費用などを定めるものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案17件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番
号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案17件につきましては、お手元の付託表のとおり予算決算常任委員
会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

- 日程第25 議案第1号 安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

- 宍戸議長 日程第25、議案第1号「安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。  
御審議のほどよろしく申し上げます。
- 宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
行森総務部長。
- 行森総務部長 それでは、議案第1号、安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の要点の御説明をいたします。  
本条例の改正は、国において旧行政機関個人情報保護法が廃止され、令和4年度から新たに施行される個人情報保護法に定められることになりました。  
市の個人情報保護条例には、旧行政機関個人情報保護法の規定を引用している箇所が存在しているため、規定の整備を行うもので、これまで行政機関、独立行政法人、民間等において、それぞれ別々の法律により個人情報の保護について定められていたため、制度の一元化をするものでございます。  
議案書の2ページをお願いいたします。  
いわゆる右が改正前、左が改正後でございます。下線部分を改正しているものでございます。  
なお、施行日は令和4年4月1日としております。  
以上です。
- 宍戸議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)
- 宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)
- 宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第1号「安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第2号 安芸高田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部
を改正する条例

- 宍戸議長 日程第26、議案第2号「安芸高田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
石丸市長。
- 石丸市長 本案は、内部手続の押印見直しにより、条例に定める様式の改正を行うものです。
御審議のほどよろしく申し上げます。
- 宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
行森総務部長。
- 行森総務部長 それでは、議案第2号、安芸高田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の要点の御説明をいたします。
本案は、内部手続の押印見直しにより、住民サービスの向上並びに事務の効率化、いわゆるペーパーレス等でございますが、それへの足がかりとするため、これまで実施してきた既存手続を調査及び見直し、約1,350件余りの手続について押印を廃止し、条例で定める様式についてこのたび改正をするものでございます。
なお、法令に根拠があるものや、現状維持としたものについては、それぞれ改正の動向による対応をするとともに見直しを検討してまいります。
議案書の2ページ、3ページをお願いいたします。
様式1号、2号でございます。紙面の後ろの押印の印がありますが、それについて削除をしております。
なお、施行日は公布の日からとしております。
以上です。
- 宍戸議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
南澤議員。
- 南澤議員 この改正は印鑑を押す欄をなくすというものかと思うんですけども、先ほど説明がありました1,350件のうち、このような様式の変更というのはどれくらいあって、それを一つ一つこのように議決を求めてやっていくのか、一括してやっていくのか、そこらの今後の方針等をお聞かせいただければと思います。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
行森総務部長。
- 行森総務部長 今回上げております条例部分以外のものについてということでございますが、いわゆる法令に根拠があるもの、あるいは例規に根拠のない様式等々がございます。

今回上げておりますのは、規則とか要綱等々がほとんどを占めてございまして、先ほど申し上げましたように法令等の改正によるということを説明しましたが、これからそういったところで様式等の改正というものが出てくる場合もございますので、その辺については随時対応していくというものでございます。

現段階では、今回上程させていただいたもののみということになります。

以上です。

○宍戸議長 ほかには質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより議案第2号「安芸高田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- |       |        |                                        |
|-------|--------|----------------------------------------|
| 日程第27 | 議案第3号  | 安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例          |
| 日程第28 | 議案第4号  | 安芸高田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第29 | 議案第5号  | 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について                 |
| 日程第30 | 議案第9号  | 安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プール設置及び管理条例を廃止する条例  |
| 日程第31 | 議案第10号 | 安芸高田市サッカー公園設置及び管理条例                    |
| 日程第32 | 議案第11号 | 安芸高田市温水プール設置及び管理条例                     |
| 日程第33 | 議案第12号 | 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第34 | 議案第13号 | 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例         |
| 日程第35 | 議案第14号 | 安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例         |

○宍戸議長 日程第27、議案第3号「安芸高田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件から、日程第35、議案第14号「安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの9件

を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 全部で9つあります。

まず議案第3号は、令和4年4月から本市職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講ずるため、所要の改正をするものです。

議案第4号は、消防庁が非常勤消防団員の報酬等の基準を定めたことに伴い、出勤報酬を創設し、支給方法について条例の一部を改正するものです。

議案第5号は、指定管理者候補者の選定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第9号は、吉田サッカー公園と吉田温水プール、属性の異なる2つの施設について定めた本条例をそれぞれの条例として新たに制定するため廃止するものです。

議案第10号と第11号は、安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プール設置及び管理条例の廃止に伴い新たな条例を制定するものです。

議案第12号は、このたび教育委員会が取りまとめた方針、「市立図書館の今後について」に基づき、開館時間の改正等の所要の改正をするものです。

議案第13号は、吉田落合運動広場と吉田長屋運動広場の施設廃止に伴い所要の改正をするものです。

そして最後ですが、議案第14号は、安芸高田市歴史民俗博物館の利用促進を図るため、休館日について所要の改正をするものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案9件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案9件につきましては、お手元の付託表のとおり総務文教常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第36 議案第6号 安芸高田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

日程第37 議案第7号 安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第38 議案第8号 安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第36、議案第6号「安芸高田市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」の件から、日程第38、議案第8号「安芸高田市たかみや湯

の森設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 議案第6号は、現在、県単位で運営されている国民健康保険について、県から示された指示数値を参考に税率を改定するため、国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

議案第7号は、国の規則が一部改正されたことに伴い、市の条例に所要の改正を行うものです。

議案第8号は、安芸高田市高宮老人福祉センター条例の廃止に伴い、安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例の一部を改正するものです。御審議のほどよろしくお願いします。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案3件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案3件につきましては、お手元の付託表のとおり産業厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第39 議案第15号 令和3年度安芸高田市一般会計補正予算(第13号)

日程第40 議案第16号 令和3年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第41 議案第17号 令和3年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第42 議案第18号 令和3年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第43 議案第19号 令和3年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

日程第44 議案第20号 令和3年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第4号)

日程第45 議案第21号 令和3年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算(第1号)

日程第46 議案第22号 令和3年度安芸高田市下水道事業会計補正予算(第4号)

日程第47 議案第23号 令和3年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第3号)

○宍戸議長 日程第39、議案第15号「令和3年度安芸高田市一般会計補正予算(第13号)」の件から、日程第47、議案第23号「令和3年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第3号)」の件までの9件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 最後の9件です。

議案第15号は、執行見込額の変動に伴い、既定の歳入歳出予算を減額するものです。

議案第16号は、執行見込額の変動に伴う療養費の増額等を既定の歳入歳出予算に追加するものです。

議案第17号は、広島県後期高齢者医療広域連合の負担金額変更に伴う納付金の減額等を既定の歳入歳出予算から減額するものです。

議案第18号は、執行見込額の変動による給付費の減額等を既定の歳入歳出予算から減額するものです。

議案第19号は、執行見込額の変動による事業費の減額等を既定の歳入歳出予算から減額するものです。

議案第20号は、浄化槽の設置と管理基数見込みの変動による事業費の減額等を既定の歳入歳出予算から減額するものです。

議案第21号は、令和2年度決算確定に伴う繰出金の増額等を既定の歳入歳出予算に追加するものです。

議案第22号は、「収益的収入及び支出」について、執行見込みにより事業収益及び事業費をそれぞれ増額するものです。

また、「資本的収入及び支出」については、執行見込みにより収入及び支出をそれぞれ増額するものです。

議案第23号は、「収益的収入及び支出」については、執行見込みにより事業収益を増額し、事業費を減額するものです。

また、「資本的収入及び支出」については、執行見込みにより収入及び支出をそれぞれ減額するものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○宍戸議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案9件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案9件につきましては、お手元の付託表のとおり予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、3月2日午前10時に再開いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時47分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員